

議会運営委員会

平成22年11月24日午前11時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○木澤 正男	小林 誠
中川 靖広	飯高 昭二	辻 善次
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 清水 建也

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前11時30分）

署名委員 飯高委員、辻委員

委員長

先ほどの全員協議会から引き続き議会運営委員会ということで、お疲れのこととは存じますがよろしくお願いをいたします。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に飯高委員、辻委員を指名いたします。

両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございます。それではレジメに沿って進めてまいりたいと思います。

1. 協議事項の（1）平成22年第5回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、9月17日の議会運営委員会で、会期を11月30日（火）の1日間ということで日程案の確認をさせていただいておりますので、そのように決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。平成22年第5回斑鳩町議会臨時会は、11月30日（火）の会期1日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

まず初めに、総務部長に出席を願っておりますので、臨時会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

清水総務部長。

総務部長

お手元の予定提出議案でございますように、町から提案をさせていただきますのは、2件でございます。

まず、最初、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましては、国の給与法案につきましては、まだ、参院で今、審議中ということで、決定になってございませんが、人事院勧告にもとづく一般職の国家公務員、それにもなう、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正につきましては、この11月末までに、国会を通過する見込みであるというふうに聞いてございますので、通過しない場合におきましても、当町といたしましては、人事院の勧告の趣旨にのっとりまして、給与・人事条例について改正していきたいと思っておりますので その点、ご理解をたまわりたいと思います。

前置きが長くなりましたが、町の特別職の条例の改正でございますが、内容でございますが、町長及び副町長の期末手当の12月に支給する分を、現行の1.65月分から1.5月に0.15月引き下げるという案でございます。本年度につきましては、12月分の支給分から0.15月を引き下げまして、来年度からはその0.15月を6月期と12月期にそれぞれ配分して減額するという内容の条例改正案でございます。

2つ目でございます。斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改正に準じまして、一般職の職員の給与について改定を行うものでございまして、改正内容は2点でございます。1点目でございますが、給料表の改正によりまして、給料表の改正に伴う平均改定率が0.07%の減額となります。この条例改正に伴いまして、本年4月から施行までの較差相当分につきましては、本年12月の期末手当で調整することといたしております。

2点目でございます。期末・勤勉手当の改正でございまして、年間で0.2月分の減額となっております。本年度につきましては、12月期で0.2月分の減額をさせていただきまして、来年度からはその0.2月分を6月期と12月期にそれぞれ配分して減額するという形でございます。

以上、簡単でございますけれども、提出議案の内容でございます。

委員長

ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから何か事前にお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ございませんか。

なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取り扱いについてを議題といたします。

ただ今、総務部長から説明のありましたように、人事院勧告に伴う給与等に係る条例改正について、2件の議案が提案を予定されております。

また、さきほどの全員協議会でご協議いただきましたように、議員の期末手当に係る条例改正が議員発議をされる予定です。

いずれの議案につきましても、期末手当の支給基準日が12月1日となっておりますことから、町長提案の2議案については、委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑のあと、採決をすることとし、議員提案の議案については、提案者の提案説明のあと、採決をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

なお、これら3議案について、賛否の討論が必要となりましたときには、これまでの例により、賛否の討論を各1名ずつとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。提出議案については、委員会付託を省略し、当日に即決することとし、また、賛否の討論については1名ずつとするということを確認をしておきます。

なお、ただいまの3議案について、これまでに、委員皆さんのほうで討論の予定がある、また他の議員さんから討論の予定があるとお聞きになられておりましたら、議長次第にも関わることでもございますので、あらかじめお聞かせをいただければと思います。ございませんでしょうか。

木澤委員。

木澤委員 町提案の第40号と41号については、今の時点で反対をしようと思っております。発議第12号については内容をちょっと見させていただいた後になるかと思うんですけれども、場合によっては反対させていただきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、議案第40号、議案第41号については、討論の予定があるということを確認をしておきます。

また、議員発議された場合の発議第12号については、未定であるということを確認をしておきたいと思えます。

議長におかれては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

付議予定議案等の取扱いについては以上で終わります。

総務部長のほうから、何か他に報告しておくことがございますでしょうか。

総務部長 特にございません。

委員長 ないようですので、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席

をしていただくことといたします。どうもご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

(午前 11 時 42 分 休憩)

(午前 11 時 42 分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうから何かございますでしょうか。

(な し)

委員長

議長のほうから何か報告等ございますか。

議 長

ありません。

委員長

他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前 11 時 42 分閉会)